

運行管理規程（2025.4 改定） 新旧対照表

新	旧
（目 的） 第26条 管理者は、業務前点呼の際に運転者に対して、業務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させるものとする。ただし、特別積合せ貨物の輸送の場合であって乗務基準のとおり運行した場合は、（3）から（5）については、乗務基準とおりに運行した旨を記入すればよいものとする。 （1）～（5） （略） （6）車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合は、貨物の重量または貨物の個数、貨物の荷台への積付状況等 <u>（削除）</u> <u>（7）</u> 荷主の都合により集貨または配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項（待機時間が30分未満の場合は記録の省略可） <u>イ</u> 集貨地点等 <u>ロ</u> 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時 <u>ハ</u> 集貨地点等に到着した日時 <u>ニ</u> 集貨地点等における積込みまたは取卸しの開始及び終了の日時 <u>ホ</u> 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時	（目 的） 第26条 管理者は、業務前点呼の際に運転者に対して、業務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させるものとする。ただし、特別積合せ貨物の輸送の場合であって乗務基準のとおり運行した場合は、（3）から（5）については、乗務基準とおりに運行した旨を記入すればよいものとする。 （1）～（5） （略） （6）車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合は、貨物の重量または貨物の個数、貨物の荷台への積付状況等 <u>イ</u> 貨物の積載状況 <u>ロ</u> 荷主の都合により集貨または配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項（待機時間が30分未満の場合は記録の省略可） <u>①</u> 集貨地点等 <u>②</u> 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時 <u>③</u> 集貨地点等に到着した日時 <u>④</u> 集貨地点等における積込みまたは取卸しの開始及び終了の日時 <u>⑤</u> 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時

<u>ヘ</u> 集貨地点等から出発した日時 <u>(8)</u> 集貨地点等で積込み若しくは取卸しまたは附帯業務（以下「荷役作業」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項 <u>イ</u> 集貨地点等 <u>ロ</u> 荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時 <u>ハ</u> 荷主が<u>イ及びロ</u>に掲げる事項について確認した場合にあっては、その旨 <u>ニ</u> <u>イ及びロ</u>に掲げる事項について荷主の確認が得られなかった場合にあっては、その旨 <u>(9)～(10)</u> (略) 2～4 (略)	<u>⑥</u> 集貨地点等から出発した日時 <u>ハ</u> 集貨地点等で積込み若しくは取卸しまたは附帯業務（以下「荷役作業」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項 <u>①</u> 集貨地点等 <u>②</u> 荷役作業等の内容並びに開始及び終了の日時 <u>③</u> 荷主が<u>①及び②</u>に掲げる事項について確認した場合にあっては、その旨 <u>④</u> <u>①及び②</u>に掲げる事項について荷主の確認が得られなかった場合にあっては、その旨 <u>(7)～(8)</u> (略) 2～4 (略)
--	---